

令和4年度 学校安全指導者講習会

令和4年10月12日(水) 13:00~16:30

行政説明

学校安全の現状と課題

～学校安全の各領域における取組の改善に向けて～

広島県教育委員会

豊かな心と身体育成課 健康教育係
指導主事 大名 克英

学校安全に係る基本的な考え方①

健康教育

学校保健

学校給食

学校安全

生活安全

交通安全

災害安全

その他
新たな危機事象

3つの領域 と 新たな危機事象

学校安全に係る基本的な考え方①

健康教育

学校保健

学校給食

学校安全

生活安全

交通安全

災害安全

現代的課題への対応

3つの領域 と 現代的課題

学校安全に係る基本的な考え方②

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校保健安全法に基づく学校安全の取組

「生きる力」の
参照ページ

P 14・15

学校では、「学校保健安全法」（平成21年4月1日施行）に基づき、学校安全の取組が実施されている。

第1章 総則

第3条（国及び地方公共団体の責務）

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずる。

→「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月27日閣議決定）

おおむね5年間（平成24年度～平成28年度）にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしたもの。

「第2学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）」

第3章 学校安全

→「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）

第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第27条（学校安全計画の策定等）

○各学校は、学校の施設設備の安全点検や通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ学校安全計画を策定し、職員の共通理解の下で、計画に基づく取組を進める。

第28条（学校環境の安全の確保）

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で 支障となる事項があれば、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

○各学校は、学校独自の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するとともに、教職員に周知し、危険等発生時に備えた訓練を実施する。

第30条（地域の関係機関等との連携）

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、保護者との連携を図るとともに地域社会（警察署その他の関係機関、地域の安全活動を行う団体等）との連携・協力を図る。

安全の考え方

安全



危険・危機

※安全は危険・危機の[・][・]ないところ

“ない”ところを学ぶ とは・・・。

学校安全計画

「学校安全計画」とは

安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画。

学校保健安全法(抄)

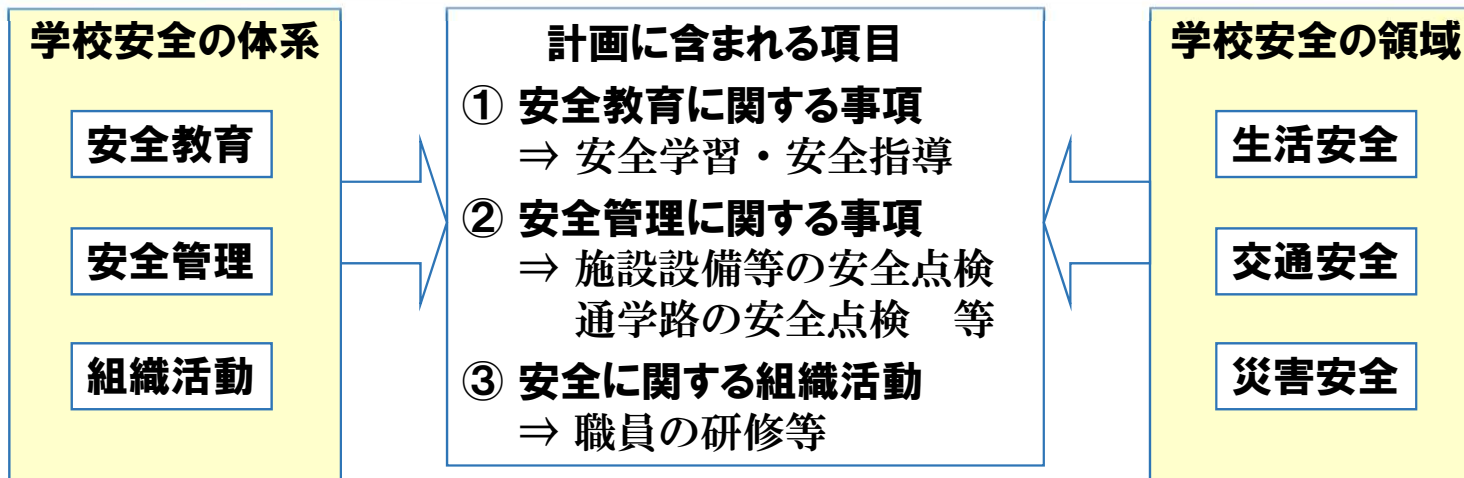
(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校保健安全法施行規則

(安全点検)

第28条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。



■ **安全管理の考え方**

児童生徒等の安全を確保するための環境整備

事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるよう体制を確立

- 学校の実情(学校環境、児童生徒の状況)に応じた安全管理
- 安全教育と安全管理の一体的な活動の展開
→ 学校安全計画、**危機管理マニュアル**を実効的なものに

■ **体制整備** 学校全体が目標を共有し組織的に取り組む

- 管理職のリーダーシップの下、学校安全の**中核となる教職員**を中心として
- 全ての教職員が各キャリアステージにおいて学校安全に関する資質・能力を身に付ける
- 家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互間の連携や情報交換
→ **地域ぐるみでの安全**

学校安全に関する経緯・主な施策

平成29年3月 第2次学校安全の推進に関する計画・目指すべき姿を明確化し、12の施策目標に基づく具体的な推進方策を記載

⇒5年間で更新:令和4年3月 第3次学校安全の推進に関する計画

⇒平成30年3月 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」作成

平成30年5月 下校中の児童が被害に遭う誘拐事件が発生

⇒ 「登下校防犯プラン」

平成30年7月 西日本豪雨災害, 平成30年9月 北海道胆振東部地震

⇒平成31年3月 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」改訂2版

令和元年5月 保育園児交通事故, 川崎市における殺傷事件

令和元年9月~10月 台風15号, 19号, 21号, 大雨による被害

⇒令和2年10月 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査

⇒令和3年6月 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」作成

⇒令和3年6月 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」作成

令和3年6月 千葉県八街市で下校中の児童の列にトラックが突っ込む交通事故

⇒令和3年度~ 通学路における合同点検の実施

令和4年4月 保育中の幼児が行方不明になった事故

令和4年5月 河川における水難事故

令和4年9月 静岡県牧之原市の認定こども園の送迎バスにおける事故

第3次学校安全の推進に関する計画

(令和4年3月25日 閣議決定)

<目指すべき姿>

- ① 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- ② 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- ③ 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策



5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

学校安全の現状 ～生活安全～

- 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
- 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応
- 不審者情報・犯罪予告等
- 幼児のバス送迎

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(概要版)について

はじめに

環境省・文部科学省では、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(以下、「本手引き」)を作成することといたしました。

本手引きでは、ガイドラインに記述すべき項目やガイドライン作成上の留意点についてお示しします。

なお、令和3年度から熱中症警戒アラートが全国展開されることから、熱中症警戒アラート発表時の対応についても紹介しています。

本手引きの構成

第1章 本手引きの位置づけと活用方法

	第1章 本手引きの位置づけと活用方法	<ul style="list-style-type: none">● 本手引きは、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、環境省・文部科学省が共同で作成しました。● 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。● 各学校においては、実践編(第5章、第6章)を中心に参考としてください。
	第2章 熱中症とは	
基礎編	第3章 暑さ指数(WBGT)について <ul style="list-style-type: none">● 暑さ指数(WBGT)とは● 暑さ指数(WBGT)の測定● 暑さ指数(WBGT)に応じた行動指針	
	第4章 熱中症警戒アラートについて <ul style="list-style-type: none">● 熱中症警戒アラートとは● 熱中症警戒アラートの活用にあたって	
実践編	第5章 熱中症の予防措置 <ul style="list-style-type: none">● 事前の対応● 授業日の対応● 週休日、休日、学校休業日の対応	
	第6章 熱中症発生時の対応	
	第7章 熱中症による事故事例	
	第8章 参考資料	

「学校における熱中症対策ガイドライン広島県立学校版」 (令和4年4月27日)

目的

学校において、熱中症予防対策に資する情報を適切に捉えて、生徒自らの行動につないでいくための学校安全の視点を踏まえた指導を各学校で行うこと

環境省・文科省版との関係

- 環境省・文科省版の内容を踏襲する形で、
 - ・各項目のポイントとなる事項をピックアップ
 - ・校種ごとの学習指導要領との関連を提示

構成

- 1 本ガイドラインについて
- 2 熱中症とは何か
 - ・熱中症とはどのようにして起こるのか
- 3 熱中症の予防策
 - ・予防の原則, 安全管理・安全指導の留意事項
- 4 学習指導との関連
- 5 参考情報
 - ・暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラート等

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について

平成28年6月9日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』の公表について」

平成29年1月6日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』に基づく
適切な事故対応等の推進について」

令和3年5月28日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』に基づく
適切な事故対応について」

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について

○事件・事故災害の未然防止

○事故発生時の適切な対応

○事故発生後の速やかな調査・検証等の実施

1 基本調査の速やかな実施と保護者への丁寧な説明

- ・事故発生後速やかに基本調査を行い、その結果及び経過を保護者等に十分説明
- ・事故発生後は、保護者との継続的な関係性を構築

2 詳細調査への移行判断と実施

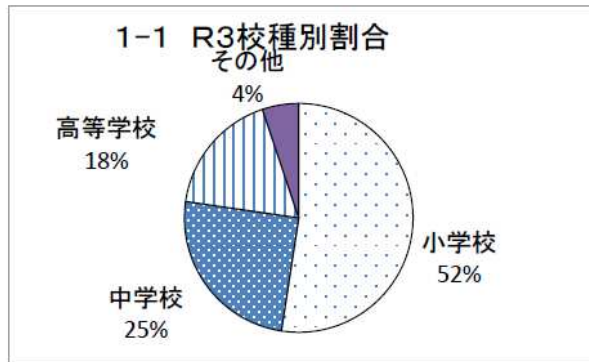
- ・学校設置者が判断し、保護者の移行に十分配慮し適切に実施
- ・専門的知識・経験を有する者で構成する調査委員会を設置

(学校の対応が不十分である場合、県教委が指導・助言)

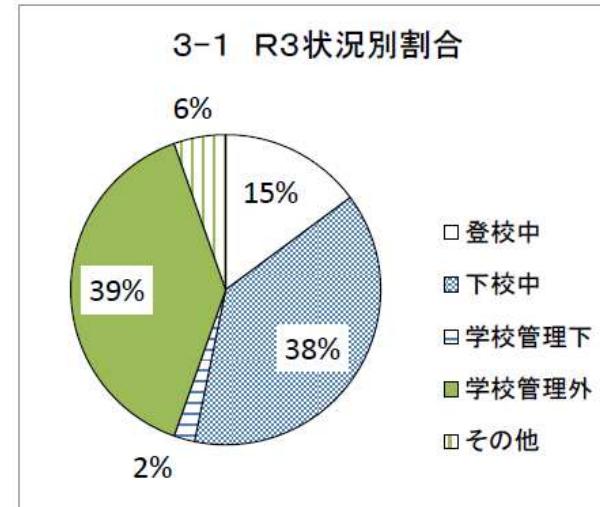
広島県内の不審者情報の状況

令和3年度 広島県教育委員会への報告分

年度	R 1	R 2	R 3
件数	402	336	370

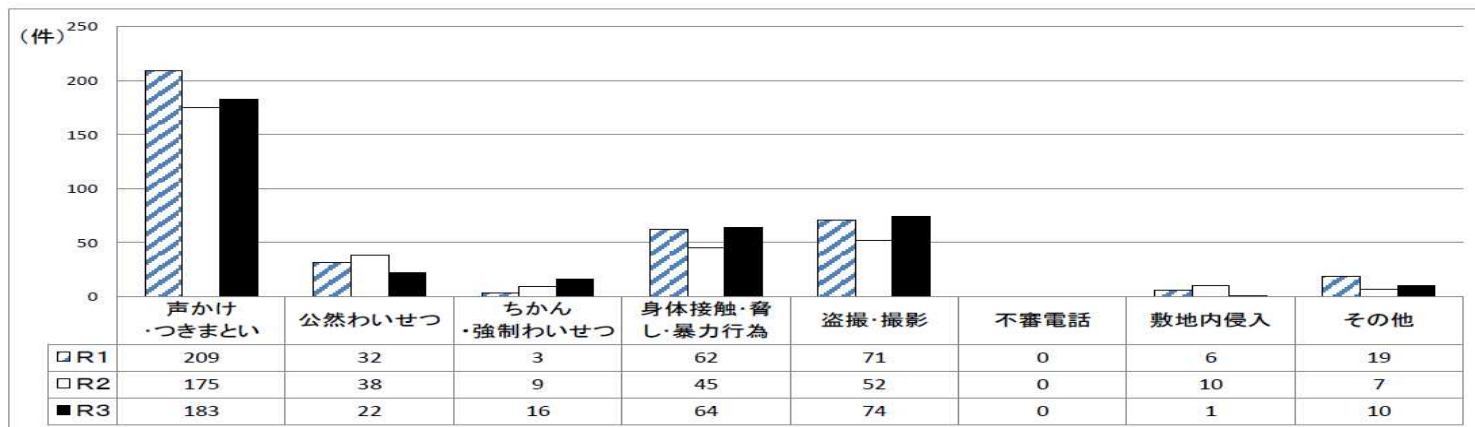


※その他…警察等からの不審者注意喚起情報等。



※その他…不審者注意喚起情報等の場合。

事案別の推移





学校安全の現状 ～交通安全～

- 広島県内の自転車事故件数にみる交通安全の状況
- 効果的な交通安全教育
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年4月27日公布）
- 広島県
自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例

広島県内の自転車事故件数にみる交通安全の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全体発生件数	1,383件	1,257件	975件	964件
児童生徒の割合	27.5%	28.6%	27.4%	29.0%
幼児	0件	2件	7件	1件
小学生	68件	59件	47件	33件
中学生	86件	73件	58件	68件
高校生	226件	227件	162件	178件

【4】効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにすることが大切です。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となります。

また、主体的・対話的で深い学びのスタイルが、交通安全教育にも効果的だと指摘されています。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践してください。

- モデリング
(模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。)
- ミラーリング
(他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。)



学校の危機管理マニュアル作成の手引

作成：平成30年2月

学校安全全般

はじめに

第1章 危機管理マニュアルについて

第2章 事前の危機管理

第3章 個別の危機管理

第4章 事後の危機管理

あとがき



1 道路交通法の一部を改正する法律(概要・抜粋)

令和4年4月27日公布

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度(時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限(16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、
原動機付自転車
に該当し、
原付以上の免許
が必要

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

「広島県自転車活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」

第13条 自転車損害賠償保険等への加入等

第4項 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。

第15条 自転車損害賠償保険等に関する情報の提供等

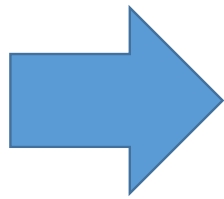
県は、市町、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

学校安全の現状 ～災害安全～

<現状>

- 平成30年7月豪雨災害
- 水防法・土砂災害法の一部改正
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 津波浸水警戒区域等
- 実効性のある避難訓練の実施



豪雨災害の経験から学び、自然災害の被害を最小限にとどめるとともに、児童生徒等が主体的に判断し、自分や家族の命、地域を守るために行動できる力の育成を目指して。

学校安全の現状 ～災害安全～



<取組>

○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動

◆一斉防災教室(5月～6月)

◆一斉地震防災訓練の実施(11月5日)※学校安全計画に記載して実施

○防災教育に関する指導資料の配付

◆「広島県 自然災害に関する防災教育の手引
～主体的に行動する態度を育成するために～」(平成25年3月)

◆「**広島県 自然災害に関する防災教育の手引[別冊]**
～平成30年7月豪雨惨害を踏まえた実践事例・資料集～」(平成31年3月)

○児童生徒等の発達の段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた体系的な防災教育を実施

学校安全の現状 ～現代的課題への対応～

(5) 現代的課題への対応

中央教育審議会答申²⁴においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして安全に関する力を掲げており、学校安全の3領域に関する教育については教科等横断的に実施されることが必要とされている。

学校安全の3領域に関する従来の学習内容に加えて、児童生徒等が被害に遭うSNSに起因する犯罪や、性犯罪・性暴力への対策については、現代的な課題として、安全教育の中で柔軟に扱うことも重要である。

特に、性犯罪・性暴力対策については、令和2年6月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、児童生徒等が巻き込まれる性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組等を推進しているところであるが、さらに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律²⁵の成立により、国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等その他の関係者において、児童生徒等に対する啓発を含め、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施することが定められた。これらの趣旨も踏まえ、国は、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の一層の推進を図ることとする。その際、特別支援学校等については、児童生徒等の個々の障害の特性や程度等に応じ、適切な対応を図る。

こうした現代的課題への対応に関する指導内容や指導計画については、各学校において、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら学校安全計画に位置付けることを推奨し、児童生徒等に必要な知識等を身に付けさせる。

また、新型コロナウイルス感染症対策とマスクの着用による熱中症リスクに関する安全対策との両立という課題も生じたところである。各学校において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」等を踏まえ、熱中症予防の観点からのマスク着用に関する考え方について、一層の周知を図る。

さらに、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案に対し、適切な情報伝達の仕組みなどの体制整備や、安全確保のための適切な避難行動が図られるよう、学校の危機管理マニュアルの見直しや状況に合わせた避難訓練の重要性について、一層の周知を図る。

なお、GIGAスクール構想の実現に当たっては、児童生徒等にID・パスワードの適切な管理について指導するなど、これまで以上に情報モラルやサイバーセキュリティに関する教育を充実させることが重要であることから、国は、学校とサイバー防犯に係るボランティア等との連携も図れるよう、サイバーセキュリティに関する注意事項の啓発等に取り組む。

<主要指標>

- ・ SNSに関する安全教育の実施状況
- ・ 性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況
- ・ SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け

第3次学校安全の推進に関する計画 P16

『危機管理マニュアル』評価・見直しガイドライン・「教職員向け研修・訓練実践事例集」

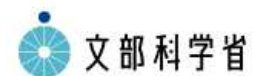
子供たちの命を守るために



学校の「危機管理マニュアル」等の
**評価・見直し
ガイドライン**

学校安全推進のための
教職員向け研修・訓練
実践事例集

令和3年6月



□安全教育の進め方[ポイント]

学校教育全体を通じた計画的な指導

- 学校安全計画に適切かつ確実に位置づける
- 全教職員の理解

安全教育の効果を高めるために

自ら考え、主体的な行動につながる工夫

- 危険予測の学習
- 視聴覚教材や資料の活用
- 地域や校内の安全マップづくり
- 学外の専門家の指導
- 避難訓練や応急手当などの実習
- 誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入 など

安全教育と安全管理との関連

安全管理で身に付けた力

例)より安全な環境づくりを推進


相乗効果

安全教育で身に付けた力

例)安全な行動を実践

幼稚園における指導

- 遊びを通しての安全指導が中心
- 危険回避 ➡ 体験を通して学び取る



「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
作成：平成31年3月
学校安全全般 **P36～47**
【内容】
第1章 総説
第2章 学校における安全教育
第3章 学校における安全管理
第4章 事故等発生時における心のケア
第5章 安全教育と安全管理における組織活動
*付録として、学校安全計画例や安全に関する指導の内容例、安全点検表の一例などが掲載されている。

日本で生活するための「生き方」を学ぶ学校安全

事故や事件、自然災害が発生する日本。
児童生徒等自身に「**生き抜く**」とともに
「**安全な社会をつくる**」ための知恵と行
動力を身につけさせる安全教育が重要

||

「生き方」を学ぶ安全教育

児童生徒等の**命**を預かっているという自
覚を再認識した学校の安全管理の徹底

令和4年度
第1回学校安全行政担当者連絡協議会

令和4年6月3日
@オリセン・オンライン

第2部 講義

学校安全の推進について



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官 森本 晋也

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

森本 晋也 安全教育調査官 資料から抜粋